三十五　措置法第四十五条第一項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ハ　措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ニ　措置法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十九号を同条第三十三号とし、同条第二十八号を同条第三十二号とし、同条第二十七号を同条第三十一号とし、同条第二十六号を削り、同条第二十五号を同条第三十号とし、同条第十四号から第二十四号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十三号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　平成二十四年旧措置法第四十三条第一項の規定（同項の表の第一号に係る部分に限る。）　同号の中欄に掲げる減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第十二号を同条第十六号とし、同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　平成二十四年改正法附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十四年旧措置法（以下この号において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第四十二条の十第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　平成二十四年旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十四年改正法附則第二十三条の規定により読み替えられた措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第九号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　措置法第四十二条の九第一項又は第二項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「措置法」を「平成二十四年旧措置法」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　措置法第四十二条の六第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の六第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の六第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第六号の次に次の一号を加える。

七　措置法第四十二条の五第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項を次のように改める。

中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成23年12月旧措置法」という。）第42条の3の2第1項の表の第1号	00380	法人税法施行規則（以下この表において「法規」という。）別表一(一)「30」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号又は平成23年12月旧措置法第42条の3の2第1項の表の第2号	00381	法規別表一(一)「30」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第3号又は平成23年12月旧措置法第42条の3の2第1項の表の第3号	00382	法規別表一(二)「28」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第4号又は平成23年12月旧措置法第42条の3の2第1項の表の第4号	00383	法規別表一(三)「27」の欄の金額
	第42条の3の2第2項又は平成23年12月旧措置法第42条の3の2第2項	00384	法規別表一(二)「24」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ（償却費）	00400	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(四)「28」の欄の金額
	第52条の3第1項又は第11項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号イ）	00401	法規別表十六(九)「20」の欄の金額
	第52条の3第2項、第3項又は第12項（特別償却準備金）（第42条の5第1項第1号イ）	00402	法規別表十六(九)「9」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）